

第3節

第2次東富士演習場使用協定の締結

(昭和45年4月30日)

....Outline....

昭和45年4月30日、第2次東富士演習場使用協定（第2次使用協定）が締結された。

東富士演習場の自衛隊使用のための使用協定は、同演習場を米軍が管理していた時代、昭和34年6月24日から昭和44年6月23日までは第1次東富士演習場使用協定（第1次使用協定）が、同月24日から昭和45年3月31日までは暫定使用協定がそれぞれ締結されていたが、第2次使用協定は、同演習場を陸上自衛隊が管理する施設として（使用転換）初めて締結されたものであり、その期間は同年4月1日以降5年間とされた。

● 背景と経緯

東富士演習場は、御殿場市、裾野市及び小山町の2市1町に所在し、その面積は約8,800haで本州における最大の演習場である。

同演習場は、旧陸軍の「富士裾野陸軍演習場」として明治45年から終戦時まで使用されてきたが、開設以来、国有地に比べ民公有地の割合が高い（民公有地約60%、国有地約40%）ことから、旧陸軍は、地元権利者と使用協定を締結して、演習場内の農耕、植林等のための立入等を認めていた。

しかし、第2次世界大戦の終戦により、旧陸軍と地元権利者との間で締結されていた使用協定は解除され、富士裾野陸軍演習場はその機能を停止し、食糧緊急増産のため同演習場内の国有地の開拓事業が始められたが、昭和22年5月、占領軍が「東富士演習場」として接収したため、開拓事業が中止され、農耕、植林等も全面禁止になった。昭和27年4月に対日平和条約が発効した後は、旧安保条約及び日米行政協定に基づき米陸軍が管理する演習場として使用されていた。

昭和32年3月、地元権利者が集結して、東富士演習場の米軍からの全面返還によって諸権利を回復し、いわゆる国有地解放と農業再建整備事業によって民生安定を図るべく、「東富士演習場地域農民再建連盟（再建連盟）」が結成された。

このような東富士演習場の全面返還の地元の気運は、昭和32年6月の岸首相とアイゼンハウアー大統領による「米地上軍の日本本土からの全面撤退の宣言」の共同声明により、昭和33年東富士演習場の米陸軍が撤退すると一段と高まることとなった。

しかし、米軍撤退後の東富士演習場を日米行政協定第3条により陸上自衛隊が使用した

ところ、地元側は「米軍が管理・管轄を維持する状態で自衛隊が東富士演習場を共同使用することは、結果として米軍基地の返還を不可能にし、地元の悲願である米軍東富士演習場全面返還に逆行する」として、昭和33年、同演習場の土地所有者21名が原告となり、「日米行政協定第3条の機能等は無限ではなく、米軍駐留の目的の範囲内に限られ、自衛隊が演習場を使用するならば条約によらず、国内法に基づくべきである」旨主張し、同演習場の陸上自衛隊による使用禁止を求めて東京地方裁判所に提訴した。この訴訟は原告有利で進展したことから、政府は、昭和34年1月16日、「静岡県東富士演習場返還に伴う措置について」を閣議了解し、同年6月17日、これに基づく以下の事項を条件として、国は原告と和解した。

- ① 東富士演習場の米軍からの全面返還
- ② 東富士演習場地域の民有諸権利を回復・確立
- ③ 東富士演習場外を含む国有地560町歩の解放と民生安定事業の実施
- ④ 使用協定による自衛隊の東富士演習場使用

これが「東富士4原則」と言われるものであり、その後、施設・区域である演習場を自衛隊が使用するに当たっての基本的な方針となった。

上記和解に基づき、同年6月24日、再建連盟委員長と防衛事務次官との間で有効期間を10年とする第1次使用協定が調印された。同協定の体系は、「使用協定」を原協定とし、「入会協定」及び「水利権協定」を付属協定とし、協定の発効は東富士演習場の管理が米軍から陸上自衛隊に移管された後とされた。

その後、同年7月、政府は上記の閣議了解及び使用協定の実施を図るため、施設特別委員会を通じて、米側に対し、正式に東富士演習場の全面返還を要請し、交渉を重ねたところ、同演習場の返還後においても、同演習場を米海兵隊が使用する意向を有していることが明らかとなった。

その後、米側は、これを踏まえた「本演習場を使用する場合の条件大綱（米軍条件大綱）」を、昭和35年8月、日本側に提示したが、これにより、使用協定との相異点、上記の閣議

了解で示された場内国有地解放の面積縮小が表面化することとなった。

政府は、これらの情勢の変化に対処するため、昭和36年9月、再度閣議了解を行うこととなった。

これに対し、地元では、昭和34年1月の閣議了解に基づく使用協定と昭和36年9月の閣議了解事項の相異を不満とし、紛糾を続けた。防衛施設庁は、「米軍条件大綱」と地元側の要求との調整を図るべく、たび重なる現地協議会を開催し、静



東富士演習場の返還を求める集会
(提供：毎日新聞社)

岡県を仲介として地元側と交渉を重ねたが、容易に事態の打開をみるに至らなかった。

地元側が問題とした主な点は、当初360町歩とされていた東富士演習場内国有地の開放面積が米側の反対によって180町歩に縮小されたこと及び「使用協定」と「米軍条件大綱」との相異点であった。防衛施設庁は、これらの問題点を解決するため、米側と交渉することとしたが、第1の解放面積の問題については、米側は、180町歩以上の返還に強い難色を示した。このため、防衛施設庁は静岡県と打開策について検討し、協議を重ねた結果、米側の解放計画では地域別の均衡配分が不可能と認められたので、静岡県が調整した均衡配分が可能となる解放計画を米側と協議し、その了承を得るに至った。

第2の「米軍条件大綱」と「使用協定」との相異点については、「使用協定」の運用及び解釈により整理されたが、使用する火器の種類、登山道越え射撃禁止期間の延長及び演習場内立入日数の制限緩和の3点が問題点として残った。

防衛施設庁は、これらの問題点について、特に「使用協定」との関連において米側と交渉した結果、それぞれ米側の好意的な反応を得ることができた。

この結果、かねてからの懸案であった東富士演習場の使用転換について、昭和41年3月1日、防衛庁長官室で松野防衛庁長官と斎藤静岡県知事との間で「東富士演習場の使用転換について」が調印されることとなった。

その後、昭和43年7月12日、防衛施設庁で開かれた東富士演習場特別作業班会議において日本側議長の防衛施設庁次長と米側議長のエアー在日米海軍大佐が「東富士演習場の使用転換について」に調印し、同日、施設特別委員会において日本側議長の防衛施設庁長官と米側議長のエアー在日米海軍大佐が調印の上、同月18日、日米合同委員会において日本側議長の外務省アメリカ局長（代理：同局参事官）と米側議長のウィルキンソン在日米海軍少将（在日米軍参謀長）が調印し、同月30日の閣議決定を経て、東富士演習場の使用転換が同月31日をもってようやく実現した。

以上の経緯を経て、同演習場は同年8月1日から防衛庁の管理する演習場となり、米軍に対しては日米地位協定第2条4(b)の適用のある施設・区域として使用させることとなった。なお、地元関係者に対しては、同年7月31日、御殿場市役所会議室で東富士演習場現地連絡協議会が開催され、この席上で防衛施設庁施設部長から防衛施設庁長官名の文書が、横浜防衛施設局長から同局長名の「東富士演習場の使用転換について」の文書が、それぞれ再建連盟等の関係者に対し手交され、本件使用転換実現を正式に通知した。

昭和34年6月24日の第1次使用協定は米軍が同演習場を管理する前提で締結されたものであり、昭和44年6月23日に期間満了となるが、防衛庁は、翌日後の東富士演習場の新たな使用協定については、自衛隊が同演習場を管理する前提で地元交渉に当たることとし、同年6月13日及び14日、このための基本方針と国側の協定案を示し、地元側の協力を要請した。

しかしながら、御殿場市長選挙以来続いていた地元の混乱もあり、交渉は全く進まず、このまま推移すれば無協定状態となり大きな混乱は避けられない事態になった。

同月22日、昭和45年3月末まで暫定的に同演習場の使用を認める覚書を交換し、とりあえず、このような事態は回避した。

その後も地元の混乱は依然として続いていたが、同年9月25日、防衛庁参事官が地元に対し協定改定交渉の促進を要望するとともに、今後の協議の場として行政・権利の両部会を設けることを提案し、地元側の了承を得た。

その後交渉は一旦中断したが、協定改定交渉体制の確立のため関係者の努力が続けられた結果ようやく地元交渉体制が整い、同年11月28日、防衛施設庁施設部長が出席し、権利部会が開かれ、同部会に土地・入会・水利の3分科会を設け、問題点を検討することとし、同日それぞれ第1回の分科会を開催した。

土地分科会は、3分科会の中心的な分科会として、小委員会の開催も含め、昭和45年3月末までに十数回の会議が開催され、同演習場の使用条件等を中心的な課題として論議された。

入会分科会は、昭和42年度分の林野雑産物補償金の取扱いをめぐる地元間の紛争等により、第1回の分科会が休会のままとなったが、この林野雑産物補償金の取扱いについては、協定締結後に引き続き検討するとして国及び地元双方が了解した。

一方、水利分科会は、東富士の宿痾とも言えるべき偏在する水利に伴う水不足への対策が論議された。さらに現地の実情を把握するため演習場内の水源地・演習場内外の河川の調査を実施し、また、地元関係者間に水利権の解釈に混乱があることから、御殿場市は東京大学法学部金沢教授を招き、講演会を開催する等、国・地元一丸となって問題点の解決に当たった。

その結果、土地・入会・水利の問題点はおおむね整理がついたが、これを権利部会に諮り結論を出すには、なお相当の日時を要すると見込まれ、このまま昭和45年3月末の暫定使用の期限切れを迎えた場合、無協定・無契約という最悪の事態となり、大きな混乱を避けられないことが予想された。

防衛庁は、この混乱を回避する方策について検討した結果、権利部会に諮るために土地・入会・水利の各分科会に係る最終的な処理方針を策定し、同月30日、防衛庁に地元首脳及び立会人として静岡県の実務者を求め、「首脳者会議」を開催し、この処理方針の説明を行うとともに、混乱を回避するため地元側の協力を要請し、その同意を得た翌31日、御殿場市において開催された土地分科会専門委員会において、防衛庁からこの処理方針に基づく土地使用協定案が提示され、地元側協定当事者の同意を得たことから、同年4月30日までに本調印をすることとして仮調印を行った。

入会協定についても、同日、各入会組合の代表との間に、土地と同様の主旨で仮調印を行った。

また、「行政に関する協定」については、同年4月30日までに協定を締結することで覚書を交換し、4月から関係者が集まって作業した結果、同月24日基本的合意に達した。

同月20日、土地等及び入会の使用協定当事者を集め、本調印のための議事録の整理を

行い、「権利に関する協定」の本調印を要請したが、鈴木御殿場市長は、「同市が市有地の所有者として協定当事者になること、同市における機関決定を了していないこと、高根地区住民に国有地を払い下げを条件とすることに反対であること」などの理由から、同市長はこの要請に応じなかった。

同月25日、再び本調印を要請したが、高根地区住民に国有地を払い下げるべきであるとした者のみが調印し、結局調印を終えた者は16名中7名で、このまま推移した場合は同月30日までの本調印完了が危ぶまれる状態となった。同月29日、防衛施設庁施設部長は鈴木御殿場市長を訪ね話し合い、最終的には中曽根防衛庁長官が直接同市長と電話で話し合う等、国と地元との間で問題解決に精力的な努力が続けられた結果、同月30日深夜、本件取扱いについて合意に達し、「行政に関する協定」及び「権利に関する協定」等の未調印問題が解決し、「行政に関する協定」は直ちに本調印が行われ、「権利に関する協定」は同日付で翌日午後未調印者の本調印が行われた。

このようにして、昭和44年6月以来難航を重ねた東富士演習場使用協定改定交渉はここに事実上終了し、今後5年間の同演習場の安定使用が約束されることとなった。

● 第2次使用協定の内容

第2次使用協定の内容は、改定前の第1次使用協定をほぼ踏襲したものであるが、主な相違点を列記すれば次のとおりである。

- ① 第2次使用協定は、協定を「権利に関する協定」と「行政に関する協定」に分け、「権利に関する協定」については、土地使用・国有入会地使用・民公有入会地使用の各協定をそれぞれ分離独立させ、また、用水関係については別途に協定又は契約を結ぶこととした。
- ② 協定当事者を支所長・法人代表・入会組合長等権利の代表者とした。
- ③ 使用する火器の制限を撤廃した。
- ④ 新たに民生安定施策に関する条項を加えた。
- ⑤ 有効期間を5年とした。

なお、裾野町は、東富士入会組合との分離問題のため、昭和45年4月30日には第2次使用協定に調印しなかったが、同町の地元権利者は自衛隊の東富士演習場使用を容認しており、同年5月18日に本調印を行った。



東富士演習場使用協定締結を伝える新聞（昭和45年5月1日 静岡新聞）

東富士演習場の使用協定締結と 「入会補償」に取り組んで

元名古屋防衛施設支局長
(当時：横浜防衛施設局施設部施設補償第2課課長補佐)

佐藤 友也氏



34年に及ぶ旧調達庁、防衛施設庁の勤務を通じ、種々の基地問題に携わってまいりましたが、とりわけ東、北両富士演習場の使用転換問題に係わり、微力を尽くしてその実現をみたときの達成感は、退官して18年あまりの歳月を経たいまも忘れられない思い出として残っております。

昭和43年10月に2度目の横浜防衛施設局勤務を命じられ、両富士演習場に係わる林野雑産物補償業務を担当することになりましたが、当時既に東富士演習場の第2次使用協定の締結に向け、中央主導で関係方面との折衝が進められていました。

折衝が順調に進んでいたら、立場上、私などの出番は無かったでしょうが、地元では演習場問題に絡む利害の対立から折衝窓口の一本化が容易に図られず、ついには林野雑産物補償問題についても、地域間の対立が表面化し、地元入会4組合を糾合して結成された東富士演習場地域農民再建連盟と一線を画した動きが出始めるに至り、折衝の渦中に巻き込まれていきました。

林野雑産物補償は、地元では入会補償と呼ばれていたように、旧慣に由来する林野利用を指す入会と深い係わりを持ち、1市2町にまたがる入会住民も極めて多数にのぼります。入会に関する事柄は入会住民の総意によって決するのが慣わしであり、分派行動は好ましくないとして、説得に奔走しました。

一方、再建連盟と協議を進めていく過程で林野雑産物補償金の算定を入会の実態により即した方式に修正する必要性を痛感し、熟慮の末、入会山別に集合計算をする方式を提案したところ、大層好意的に受け止められ、以後の折衝に弾みがつきました。一補償事案に関する事柄とはいえ、この方式が入会住民との信頼関係を築いていく上で、相応の役割を果たしたものと考えております。

その後、地域間の対立も次第に治まり、第2次使用協定が滞りなく締結されたときの喜びはまた格別で、ささやかな努力が実ったことを強く感じた次第です。

最後になりましたが、適時的確なご指示を戴いた本庁の森山武施設補償課長といまは亡き東富士演習場対策室長の藤井謙二施設調査官に心から感謝しております。

第2次東富士演習場使用協定 (第2次使用協定)の成立と事情

東富士演習場地域農民再建連盟副委員長
(当時：同職)

勝亦 敏和氏



【成立の日程経過】

1 1次協定期間の暫定延長

昭和44(1969)年6月22日、防衛事務次官と地元市町長及び東富士演習場地域農民再建連盟(連盟)委員長を当事者とし、静岡県知事を立会人として覚書を交換することにより、明日(同月23日)を以て満了する1次協定の期間を翌45(1970)年3月31日まで暫定延長した。

2 2次協定の成立

国(防衛庁・防衛施設庁)と御殿場市・裾野町(のち市)・小山町及び連盟は、それぞれ所管事項ごとに協議を重ね、昭和45年3月末、以降にかかる協定更改方針を合意した。

同年4月30日、2次協定が成立・調印され、同年4月1日に遡及して発効する。1次協定は、期間を“ひと昔”で10年としたが、近來の世情変遷の波長にあわせて2次協定の有効期間は5年と定められた(別表参照)。

【2次協定成立の事情】

1 1次協定軌跡の検証

2次協定構築のための要件として次の事項にかかる1次協定の軌跡が検証された。

昭和34・36年両回の閣議了解を廻る解釈と実務との亀裂、昭和34年6月17日の東京地裁における行政訴訟和解条件、同年6月24日から43年7月31日の使用転換に至る自衛隊臨時使用、転換後の2-4-(b)演習地一時使用と営舎地区にかかる米軍使用条件大綱、国有地解放ほか民生安定事業の再構築等々課題は多岐にわたり、検証は甚だ困難を極めた。

山積する課題事項の措置については昭和44年3月、行政・権利各別の議事録に纏められた。

2 2次協定の体系

2次協定は、1次協定を分解・加除して行政協定と権利協定とに大別し、水利関係を付

属事項とした。その体系と骨格は、以後の期ごとに更新される協定に継承される。

① 行政協定

演習場と地方行政・住民生活環境各事項との調整・合意を以て成る。御殿場・裾野・小山の3市町が連帯して統一協定を締結した。

※3・4・5次の協定は、御殿場・小山が合一して締結、裾野は単独協定となるが、6次からは裾野が復帰、統一協定となる。

② 権利協定—土地協定

演習場と土地所有者権利事項との調整について合意し、御殿場・小山は受任者が連帯して合一協定を締結し、裾野は受任者の単独協定となった。

※3次から裾野が連帯、統一協定となる。

協定受任者は、受任土地につき、国との間に賃貸借契約を締結する。ただし契約は、土地協定の期間内に限って成立するとした。

③ 権利協定—入会協定

国有地入会協定は東富士入会組合が、民公有地入会協定は印野・西沢・須走各入会3組合が連帯、演習場と所属組合員権利事項とを調整・合意する。

国有地・民公有地の入会4組合は共同して東富士演習場林野特産物損失補償（入会補償）の業務を管掌する。

一時期、「林野特産物補償算定基準」（昭36・調達庁）が入会補償を“対個人補償”と定めることを奇貨として、個人の恣意に因る補償申請や、所属組合の頭越しにおのがじ委任グループを立ち上げる所業が頻発して大混乱の末、補償業務が頓挫した。

入会は、特定の人びとが特定の山野に集団の約束に遵って入り会い、収益するのであるから、所属入会集団を離脱した個人に限られる私的な収益権はあり得ない。

入会協定当事者は、「入会4組合の長が共同の代理人となり、損失を蒙った組合員の委任により補償手続きを執る」ことを合意のうえ対処して、事態は漸く収束を見た。

3 協議機関の設置

1次協定において国と地元間の協議機関とした東富士演習場現地協議会は、以後各協定ごとに協定当事者協議会を置くことによってこれに代え、各協議会は、必要に応じて合同会議を編成するとともに、内部専門機関として所要の部会・分科会・委員会・研究会などを配置することとした。

【結 語】

使用協定は、米軍東富士演習場全面返還を成立基盤とし、協定各条項を貫く要諦は、挙げて「事前協議」にある。而して事前協議の観念は、協定当事者相互間における「説得」と「納得」にこそある。

第2次東富士演習場使用協定の概要図

